

公有水面埋立てに係る意見について

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、青森県知事から青森市長に対し、奥内漁港（奥内地区）区域内の公有水面埋立について意見を求められたため、同条第4項の規定により、議会の議決を経て意見を述べようとするものである。

【工事概要】奥内漁港（奥内地区）南側区域の公有水面を埋立て、漁港施設用地を整備するほか、漁港施設用地内への波の影響を緩和するため、護岸及び防波堤を新設するものである。

- 1 埋立出願者 奥内漁港（奥内地区）管理者の長 青森県知事 三村 申吾
- 2 埋立区域 青森市大字奥内字川合61番46から61番67までの地先公有水面（別紙参照）
- 3 埋立面積 8,586.24㎡
- 4 埋立地の用途 漁港施設用地（ホタテガイ陸揚げ作業等のため）
- 5 工事期間 3年間（令和5年度～7年度）
- 6 埋立理由 当該漁港においては、漁港施設用地が手狭であり、ホタテガイの陸揚げ作業などに支障をきたしている現状にあることから、早急な用地整備が望まれているところである。本埋立工事は、漁港施設用地を整備することで、効率的な漁業活動を行うことができることから、本市漁業振興に寄与するものである。

奥内漁港(奥内地区)

